

富山県告示第 444 号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年 9 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

射水市

2 事業の種類

射水市大江グラウンド移転整備工事

3 起業地

(1) 収用の部分

射水市大江地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、射水市大江地内の土地を起業地とし、射水市大江グラウンド移転整備工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、射水市が事業主体となり、スポーツ振興を図るため設置するグラウンドであることから、法第 3 条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

射水市は、市の総合計画（計画期間平成20年度～29年度）において、スポー

ツ・レクリエーションの振興施策として、スポーツ施設の整備・充実を掲げており、本件事業など市民に身近な小学校区単位又は中学校区単位で安全にスポーツ施設を利用できる環境づくりを推進している。また、起業者である射水市は、本件事業の施行に必要な予算措置及び人員を備えていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

射水市では、市民一人ひとりがスポーツ活動を楽しめるよう、地域の実情に即した施設の整備を促進し、身近で安全にスポーツ施設を利用できる環境づくりに努めている。

既存の大江グラウンドは、平成11年に旧小杉町により整備されたスポーツ施設である。整備以来、旧小杉町北部の5つの集落（大江、鷺塚、小杉白石、西高木、稲積）からなる大江地区において地域コミュニティの中心的役割を果たしており、野球、サッカー、グランドゴルフ、ゲートボールや住民運動会などの各種スポーツ大会や行事の会場などとして、子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

起業地は、既存のグラウンドから約200m離れた大江公民館の隣接地であり、大江地区の中央に位置する場所である。北陸新幹線工事により、既存グラウンドの中央部が新幹線事業用地となったことから野球、サッカー場や陸上競技用のトラックとしての機能が保てなくなる。大江地区には、他に類似施設がなく、近隣地区に所在する市営スポーツ施設や学校開放施設で活用できるグラウンドや体育館も利用率が極めて高く、同地区住民のスポーツ活動が著しく制約を受けることになる。そのため、グラウンド機能を回復する必要性が生じることとなった。また、地元の大江地区よりグラウンドの移転整備に対する要望が出されている。

このような状況に対応し、本件事業の完成により、既存のグラウンドの機能を回復し、身近で安全にスポーツ施設を利用できる環境づくりに努めることから、活力ある生涯スポーツ社会の実現に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、今後、県教育委員会と調整のうえ試掘調査を実施し、必要に応じて記録保存等の措置を講ずることとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により移転整備されるグラウンドの規模は、既存のグラウンドや利用形態を踏まえ計画されており適切なものと認められる。

起業地については、近隣の3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費の比較等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる公共の利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

既存の大江グラウンドは、(3)アで述べたように新幹線工事用地として支障となり、野球やトラックなどの主なグラウンドの機能が保てなくなること、大江地区には他に類似施設がなく、近隣地区に所在する市営スポーツ施設や学校開放施設で利用できるグラウンドや体育館も利用率が極めて高いことから、早期に本件事業の完成を図り、グラウンドの機能を回復し、同地区

住民のスポーツ機会を確保する必要があると認められる。また、地元の大江地区自治会及び大江町内会より、本件事業に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4項の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
射水市役所下庁舎